

豊川市中央図書館業務作業委託（長期継続契約）プロポーザル実施要領

この要領は、豊川市中央図書館業務作業委託（長期継続契約）の実施にあたり、プロポーザル方式により受託者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 豊川市中央図書館業務作業委託（長期継続契約）
- (2) 業務目的 豊川市中央図書館を効率的かつ効果的に運営できるよう、図書館業務に関し高い技術及び経験を有する者に、当該館の各種業務について企画提案を求めるため。
- (3) 業務場所 豊川市中央図書館
- (4) 業務内容 別紙「豊川市中央図書館業務作業委託（長期継続契約）仕様書」
- (5) 業務期間 令和3年6月1日から令和6年3月31日まで（2年10か月間）
- (6) 契約期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）
※令和3年4月1日から5月31日までの期間は準備期間とし、業務引継に必要な費用が生じた場合は、受託者の負担とする。
- (7) 予算概要 （上限額）180,063,000円以内
（2年10か月 長期継続契約）
（下限額）126,044,100円以上
（2年10か月 長期継続契約）
※消費税及び地方消費税を含む。
ただし、地方自治法第234条第3項の規定に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (8) その他 本案件は、豊川市公契約条例第6条第1項に規定する特定公契約対象業務に該当する案件である。

2 プロポーザル方式

- (1) 実施方法 公募型（最適な受注者を広く募ることが可能なため。）
- (2) プロポーザル方式を実施する具体的な理由及び実施効果
提案書の提出内容により、見積金額だけでなく業務遂行能力、人員配置能力、人材育成能力、積極的な業務改善による効率的な運営能力等の適性を総合的、客観的に判断し特定することができるため。

3 参加資格（提案書提出者に要求する資格）

- (1) 「豊川市中央図書館業務作業委託（長期継続契約）仕様書」に基づく業務を行うことができること。

- (2) 対象業務における豊川市での競争入札参加資格を有していること。また、競争入札参加資格を有しない場合は、登録を行うこと。
- (3) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 令和2年度において国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 豊川市プロポーザル方式実施要綱第19条の契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。
- (8) 過去5年間に公立図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項でいう図書館）の運營業務を行った実績を有すること。

4 提案書提出までの手続等

- (1) 豊川市中央図書館業務作業委託（長期継続契約）プロポーザル説明書の交付

ア 交付期間

令和3年1月20日（水曜）から2月2日（火曜）まで

（月曜を除く日の午前9時30分から午後6時（金曜は午後7時）まで（以下「執務時間中」という。））

イ 交付場所及び交付方法

豊川市中央図書館において直接交付するもののほか、豊川市中央図書館ホームページ上において掲載するものとする。なお、実施要領等の直接交付を希望する場合は、事前に豊川市中央図書館（電話 0533-85-5536）まで電話連絡すること。

- (2) 募集要領説明会及び施設見学会

ア 開催日時

(ア) 募集要領説明会

令和3年1月22日（金曜）午前10時30分から

※午前10時から受付開始

(イ) 施設見学会

令和3年1月22日（金曜）午後2時から

※午後1時30分から受付開始

イ 開催場所

いずれも、豊川市中央図書館2階 集会室

ウ 参加者可能人数

1の事業者につき5名まで

※なお、会場の都合により参加者多数の場合は別途、人数制限を行う。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第1号） 1部
- (イ) 参加表明書の添付書類 一式
- (ウ) 会社概要や図書館事業の内容が記載されたパンフレット等 各1部

イ 提出期限

令和3年2月2日（火曜）午後6時必着

ウ 提出先

豊川市中央図書館

エ 提出方法

窓口への持参、郵送又は宅配便とする。なお、持参による場合は、執務時間中に提出すること。郵送又は宅配便による場合で、参加表明書の到達状況を確認したいときは、執務時間中に電話により行うこと。

オ その他

参加表明書の提出後に、やむを得ず参加表明を取り下げる場合には、「参加表明取下申出書」（様式第2号）により申し出ること。（企画提案者として選定された以後については、「参加表明取下」の部分で「企画提案辞退」と書き換えて使用すること。）

(4) 提案書提出者の選定

参加表明者の参加資格審査を行い、次のとおり提案書提出者の選定を行う。選定後、参加の是非については令和3年2月9日（火曜）までに、電話又は電子メールで通知するとともに、別途、文書で通知する。

ア 選定方法

参加表明書で提示された内容等により総合的に行う。

イ 提案書提出者を選定するための基準

別添「豊川市中央図書館業務作業委託（長期継続契約）プロポーザル提案書提出者選定基準」

ウ 選定する概数は、概ね5者とする。

エ 選定結果に対して異議を申し立てることはできない。

オ 選定結果に関する質問には回答をしない。

(5) 提案書作成に関する質問

ア 質問の方法

「豊川市中央図書館業務作業委託（長期継続契約）プロポーザルに係る質問書」（様式第3号）により質問すること。受付期間内であれば複数回に分けて質問を行うことも可とする。

イ 質問受付期間

令和3年2月9日（火曜）から2月21日（日曜）午後6時まで

ウ 提出先

豊川市中央図書館の次のメールアドレス
Eメール: toshokan@city.toyokawa.lg.jp

エ 提出方法

必ず電子メールにより提出すること。口頭や電話など電子メール以外の方法による質問は一切受け付けない。

メールの件名は次による。

【会社名】豊川市中央図書館業務作業委託（質問書）

なお、送受信の確認として、執務時間中に電話連絡をすること。

オ 回答方法

質問に対する回答については、当該質問の質問者だけでなく全ての参加表明者に対して、令和3年2月26日（金曜）午後7時までに電子メールにて回答する。ただし、内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断した場合は、質問者のみに回答する。

(6) 提案書の提出

ア 提出書類

提案書（別添「豊川市中央図書館業務作業委託（長期継続契約）プロポーザル提案書作成要領」により作成すること。）

イ 提出部数

(ア) 提案書 16部（代表者印を押印した正本1部、副本15部）

(イ) 提案見積書 2部（ ” 正本1部、副本1部）

(ウ) 上記(ア)、(イ)の電子データ（Microsoft Office2016で読めるもの）を保存したUSBメモリ（同じ内容のものを2個）

ウ 提出期限

令和3年3月9日（火曜）午後6時必着

エ 提出先

豊川市中央図書館

オ 提出方法

窓口への持参、郵送又は宅配便とする。なお、持参による場合は、事前に豊川市中央図書館（電話 0533-85-5536）まで電話連絡のうえ、執務時間中に提出すること。郵送又は宅配便による場合で、提案書の到達状況を確認したいときは、執務時間中に電話により行うこと。

5 提案書説明会（プレゼンテーション）

(1) 実施日時

令和3年3月10日（水曜）から3月16日（火曜）まで

※各提案者の提案書説明会実施日時については、別途、調整のうえ事前に通知する。

(2) 実施場所

豊川市中央図書館

(3) 時間等

- ア 説明時間 35分、質問時間 15分（予定）
- イ 詳細な日時及び場所は、後日、各提案者に別途通知する。
- ウ 開始時間前5分間を準備時間、終了後5分間を片付時間とする。
- エ 質問に関しては、15分以内で終了する場合がある。

(4) 注意事項

- ア 提案書説明会は、提案書に記載された内容を基に項目順に説明すること。
- イ 提案書に記載された内容の範囲内であればプロジェクター等画像を使用して説明することも可能とする。ただし、プロジェクター、スクリーン以外は提案者で用意すること。
- ウ 誤字、脱字等がある場合の資料の差替え等は認めない。説明中に適時、必要に応じて誤字、脱字の申告及び訂正をすること。
- エ 提案書説明会の提案者の出席者数は、5名以内とする。
- オ 提案書説明会の内容は録音する。

6 受注者の特定

(1) 受注者を特定するための評価方法及び評価基準

- ア 提出された提案書の内容等について評価基準に基づく書類審査を行う。
- イ 受注者を特定するための評価基準は、別紙「豊川市中央図書館業務作業委託（長期継続契約）プロポーザル評価基準」とする。
- ウ 前項の提案書説明会での説明については、上記アによる書類審査の評価の補正を行うための参考とするものとし、プレゼンテーション技術の巧拙については評価に直接影響しない。

(2) 評価体制

豊川市中央図書館業務作業委託（長期継続契約）に係る受注者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において評価を実施する。

(3) 受注者の特定及び特定結果の通知

- ア 受注者は、評価基準に基づき選定委員会が決定した各項目の評価点の合計の最も高い者とする。
- イ 審査結果については、令和3年3月下旬を目途に、提案書提出者に文書で通知する。
- ウ 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
- エ 審査方法、内容、経緯等の問合せには、応じない。

7 スケジュール

| 実施内容 | 実施期間又は期日 |
|----------|-----------------|
| 説明書の交付開始 | 令和3年1月20日（水曜）から |

| | |
|-----------|-------------------------|
| 説明会・施設見学 | 令和3年1月22日（金曜） |
| 参加表明書提出期限 | 令和3年2月 2日（火曜）午後6時必着 |
| 提案提出可否通知日 | 令和3年2月 9日（火曜） |
| 質問書提出期限 | 令和3年2月21日（日曜）午後6時まで |
| 質問回答期限 | 令和3年2月26日（金曜）午後7時まで |
| 提案書類提出期限 | 令和3年3月 9日（火曜）午後6時必着 |
| プレゼンテーション | 令和3年3月10日（水曜）～3月16日（火曜） |
| 選定結果通知 | 令和3年3月下旬 |
| 契 約 日 | 令和3年4月1日を予定 |

8 その他

- (1) 参加者が以下の事項に該当する際は、失格とする。
 - ア 実施要領の定める手続きを遵守しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 要領その他、市の定めに違反する行為があった場合
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書又は提案書は、返却しない。
- (4) 提出された参加表明書又は提案書は、提案書の提出者の選定及び受注者の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき開示する。
- (5) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 豊川市公契約条例に基づく労働環境の確認のため、契約締結後7日以内に労働環境確認書を豊川市中央図書館に提出すること。また、豊川市中央図書館業務作業委託（長期継続契約）に従事する労働者に対し、労働報酬下限額（令和2年度においては1時間あたり937円）以上の賃金その他の労働報酬を支払うこと。なお、労働報酬下限額が改定された場合においても、その適用を受けず履行終了まで当初の労働報酬下限額を適用する。ただし、契約期間中に最低賃金額が労働報酬下限額を上回る場合は、最低賃金額を支給しなければならない。
- (7) 事務局（問合せ先）

豊川市中央図書館 図書係（担当者 渡邊、中山）
〒442-0068 愛知県豊川市諏訪1丁目63番地
TEL: 0533-85-5536 FAX: 0533-85-5512
E-mail: toshokan@city.toyokawa.lg.jp